

## 随 意 契 約 結 果 一 覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
計量証明検査 (ガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く濃度計及び振動レベル計)設備賃貸借契約	令和3年5月27日	東京都八王子市南大沢4-4-4  (一般財団法人) 日本品質保証機構 計量計測センター  所長 佐野 弘明	1,056,000円	ガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く濃度計及び振動レベル計の計量証明検査に使用する検査機器は、計量法第16条第1項に規定する指定期間である「一般財団法人日本品質保証機構」しか保有していないため、本契約内容を満たすことができる者は、「一般財団法人日本品質保証機構」に限られるため。 (根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
大型はかり定期検査業務	令和4年3月24日	札幌市南区川沿5条1丁目 一般社団法人 北海道計量協会 会長 本郷 嘉彦	19,979,300円	当該委託業務は、計量法の規定に基づき北海道知事が行う検査に代わるもので、単なる価格競争による受託者の選定では、適正な法執行が損なわれる恐れがあるため。 (根拠法令) 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)	

